

現地機関の機能・役割等の検討にあたっての主な論点について

資料 4－1 現地機関の機能・役割等の検討にあたっての主な論点（事務局案） P1～2

資料 4－2 総合現地機関の設置状況 P3～4

現地機関の機能・役割等の検討にあたっての主な論点（事務局案）

基本的な考え方（目指す組織）

- しあわせ信州創造プランを着実に推進するとともに、人口減少の抑制、人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向け、自ら地域の課題への取組を進めることができる**課題解決型**の組織体制
- 広い県土を持ち、77市町村により構成されるなど、他の都道府県と異なる本県の特徴を踏まえ、**市町村支援を効果的**に行うことができ、**住民の利便性に配慮**された組織体制
- 限られた財源の中で、時代の変化に対応し、必要な機能が発揮できる**効率的な組織体制**

現状評価の視点・主な検討課題

○ 地方事務所等の現地機関

現状評価の視点		主な検討課題
①	現地機関が自ら課題解決に取り組むに当たり、必要な機能は十分か、本庁との繋がりはどうか	住民に身近な行政サービスは、住民に身近なところで処理することを基本とした現地機関の権限強化や、地域の課題を自ら解決できる地域完結性の高い事業実施の機能について
②	地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所等の現地機関は、地域の課題に対して、連携して総合力を発揮した対応をすることができるのか	しあわせ信州創造プランの着実な推進、地方創生に向け、地域を元気にするため、本庁部局縦割りを超えた地域の課題を総合的・横断的な視点を持って対応できる体制や現地機関の企画・調整機能について
③	市町村の規模や相互の連携の状況が地域により異なる中、市町村支援のあり方はどうあるべきか	県と市町村の間の役割分担のあり方、連携中枢都市圏、定住自立圏や広域連合など市町村相互の連携・協力のあり方を踏まえ、県が行う必要がある小規模市町村支援などにおける現地機関の役割について
④	大規模な自然災害への対応が増加している中、現地機関の危機管理対応に課題はないのか	自然災害等に備え、緊急時への対応に当たり、専門性や機動性がある組織であり、かつ、情報共有や連携が図られる危機管理対応のための現地機関の体制について
⑤	例えば、10の地方事務所は、管内人口、面積等にかかわらず、ほぼ同一の事務を担っているなど、現地機関の業務は同種の機関であれば、基本的に一律に行われているが、効果・効率の観点から課題はないのか	高速網の整備やICTの進展など、社会経済情勢の変化に対応するとともに、業務の種類によって異なる広域性や地域密着性などの性質に適応した効果的・効率的な業務実施とするための適切な業務の集約・配分について

現状評価の視点		主な検討課題
⑥	広域圏単位の地方事務所、保健福祉事務所、広域圏とのずれが生じている建設事務所や、複数の広域圏を所管する労政事務所、消費生活センターなど、現地機関の種類によって、その管轄するエリアの範囲が異なっていることが、県民、市町村等との対応や県機関相互の連携を図る上で、仕事を進めやすい体制となっているのか	県民、市町村等にとって利用しやすく、効率的・効果的に行政サービスを受けることができ、県機関にとっても相互に連携して仕事を進めやすい体制について
⑦	上記①から⑥に掲げた事項が適切に実施できる体制となっているのか	他の都道府県において置かれている例がある総合的な行政組織（地域振興局など）も参考としながら、本県の現地機関の持つべき権限、守備範囲、責任などのあり方について

○ 試験研究機関

現状評価の視点	主な検討課題
試験研究機関の機能・役割が県民に分かりやすいもので、かつ、産業振興に寄与しているのか	研究テーマと行政課題との関係や地方創生に向けた産業振興への寄与を明確にし、試験研究機関相互の横断的な連携が図られ、長野県にふさわしい役割が十分に発揮できる研究体制について

○ 共通事項

現状評価の視点	主な検討課題
最高品質の行政サービスを提供できる体制となっているのか	職員が高い志と情熱を持ち、専門性が高く、効率的で質の高い行政サービスを提供できる現地機関の体制及び現地機関を支援する本庁の組織・機能のあり方について

総合現地機関の設置状況

【平成26年度兵庫県調査及び都道府県の機構図等から作成】

都道府県名	総合現地機関の名称	箇所数	区域	主な所掌事務 (△は一部の事務所のみで実施又は一部の事務のみ実施しているもの。)									
				行財政指導	税務	県民生活	環境	保健	福祉	商工労働	農林	土木	
北海道	総合振興局、振興局	14	全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
青森県	地域県民局	6	全域	△	○	△	○	○	○	△	○	○	○
岩手県	広域振興局	4	全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	地方振興事務所	5	全域	○	×	○	×	×	×	○	○	×	×
秋田県	地域振興局	8	全域	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	総合支庁	4	全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	振興局	7	ほぼ全域	×	○	×	○	○	○	△	○	○	○
神奈川県	地域県政総合センター	4	ほぼ全域 (横浜市、川崎市以外)	○	×	○	○	×	×	△	○	×	×
新潟県	地域振興局	12	全域	×	○	×	○	○	○	△	○	○	○
長野県	地方事務所	10	全域	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×
岐阜県	県事務所	7	ほぼ全域	×	×	○	○	×	○	○	×	×	×
京都府	広域振興局	4	ほぼ全域 (京都市以外)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	県民局	10	全域	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	振興局	7	全域	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	県民局	3	全域	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○

都道府県名	総合現地機関の名称	箇所数	区域	主な所掌事務 (△は一部の事務所のみで実施又は一部の事務のみ実施しているもの。)									
				行財政指導	税務	県民生活	環境	保健	福祉	商工労働	農林	土木	
愛媛県	地方局、支局	3	全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	振興局	7	全域	△	○	×	○	○	×	△	○	○	○
熊本県	広域本部	4	全域	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	振興局	6	全域	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×
鹿児島県	地域振興局 支庁	7	全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

20【(内訳) 全域:16、ほぼ全域:4】

※「総合現地機関」とは地方自治法第155条第1項の規定により設置された地方機関とする。

地方自治法第155条

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

② 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

※上記以外に、8都県が離島などの一部地域に総合現地機関を設置。